

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

【医科】「2025年10月以降の医療DX推進体制整備加算 等」 （電子カルテ情報共有サービスの経過措置等）

作成：日医工株式会社 MPSグループ

参考資料：2025年8月7日 「「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の一部改正について（医療DX 推進体制整備加算等の取扱い関係）」（通知）

（2025年8月20日更新）

・2025年8月7日に10月以降の施設基準について通知が発出されたため、（案）を除外した確定版としました（内容は改定案と同じで変更はありません）

資料No.20250820-2170-1

本資料は、2025年8月7日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです
が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接
または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

- 本資料は、厚生労働省および関連する部署が発出する資料をもとに作成した資料です。
- 本資料は、自社医薬品の製品プロモーションに関係する内容は記載していません。
- 資料中に薬剤の一般名（成分名）が記載される場合がございますが、自社医薬品を意図した記載ではございません。
- 本資料に引用された図などについては、引用元のポリシーなどを遵守し記載しております。
- 引用された資料等で許諾が必要な場合には、所定の手続きを行い許諾を受けております。
- 本資料には、著作権等がございます。
二次使用につきましては、ご相談等、承りますので下記フォームからお問い合わせください。
なお、フォームの送付のみで使用を許諾するものではございませんのでご注意ください。
- 本資料に関するご質問等は、下記フォームからお受けしております。

ご質問等 受付フォーム：

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/inquiries/new>

お手持ちのモバイル機器からも送信できます ⇒



● 2025年8月7日に10月以降の医療DX推進体制整備加算の施設基準等について通知が発出されました

● 医療DX推進体制整備加算の基準の一つである「電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制」は、2025年9月末までの経過措置とされていましたが、2026年5月末までに延長されます

● 『マイナ保険証利用率の実績要件』は、
「2025年10月から2026年2月まで」と
「2026年3月から2026年5月まで」の2つの時期に分けて新たな基準が
設定されます

● 2024年の1年間の外来患者数のうち、6歳未満の患者割合が一定以上の
小児科外来診療料算定医療機関の特例は継続されます

- **2025年10月以降の医療DX推進体制整備加算**
- （参考）電子カルテ情報共有サービスの概要

【医科】医療DX推進体制整備加算の施設基準

- マイナ保険証利用率の基準は、2つの時期に分けて引き上げられます
- マイナ保険証利用率の小児科特例は継続されます
- 「電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制」の経過措置は、2026年5月31日までに延長されます

【医科】医療DX推進体制整備加算						
点数				マイナ保険証利用率 【利用率実績を判断する月】		
電子処方箋 導入済		電子処方箋 未導入		2025年4月～9月 【2025年1月～】	2025年10月～2026年2月 【2025年7月～】	2026年3月～5月 【2025年12月～】
加算 1	12点	加算 4	10点	45%以上	60%以上	70%以上
加算 2	11点	加算 5	9点	30%以上	40%以上	50%以上
加算 3	10点	加算 6	8点	15%以上 (※)12%以上	25%以上 (※) 22%以上	30%以上 (※) 27%以上
(※) 小児科特例 [対象医療機関] 小児科外来診療料算定医療機関で、2024年1月から12月の延べ外来患者数のうち6歳未満の患者割合が30%以上の医療機関 [特例措置] 加算3・6のマイナ保険証利用率を 2025年10月から2026年2月までの間は22%「2026年3月から2026年5月までの間は27%」とする 【施設基準】 (5) 国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制を有していること [経過措置] (5)については2026年 5月31日まで の間に限り、当該基準を満たしているものとみなす (在宅医療DX情報活用加算も同様に「電子カルテ情報共有サービス導入」の経過措置が延長されます)						

【医科】医療DX推進体制整備加算の施設基準概要

- | | | | |
|--|-------|--------------------|-------|
| ●オンライン請求の実施 | | | |
| ●オンライン資格確認を行う体制 | | | |
| ●オンライン資格確認を利用して診療室等で診療情報等を閲覧又は活用できる体制 | | | |
| ●電子カルテ情報共有サービスの活用体制（経過措置2026年5月31日 ※院内・ウェブサイト掲示も同様） | | | |
| ●院内掲示・ウェブサイト掲載 <ul style="list-style-type: none"> ア オンライン資格確認による診療情報等の活用 イ 医療DXを通じて質の高い医療提供の取組 ウ 電子処方箋の発行（加算1～3のみ）及び電子カルテ情報共有サービスなど実施 | | | |
| ●（加算1,2,4,5のみ）マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制 | | | |
| ●（加算1～3のみ）電子処方箋発行体制又は調剤情報の登録体制 | | | |
| ●算定月3か月前のマイナ保険証利用率
※算定月の4か月前又は5か月前も可 | 加算1・4 | (2025年10月～2026年2月) | 60%以上 |
| | | (2026年 2月～2026年5月) | 70%以上 |
| | 加算2・5 | (2025年10月～2026年2月) | 40%以上 |
| | | (2026年 2月～2026年5月) | 50%以上 |
| | 加算3・6 | (2025年10月～2026年2月) | 25%以上 |
| | | 小児科特例 | 22%以上 |
| | | (2026年 2月～2026年5月) | 30%以上 |
| | | 小児科特例 | 27%以上 |

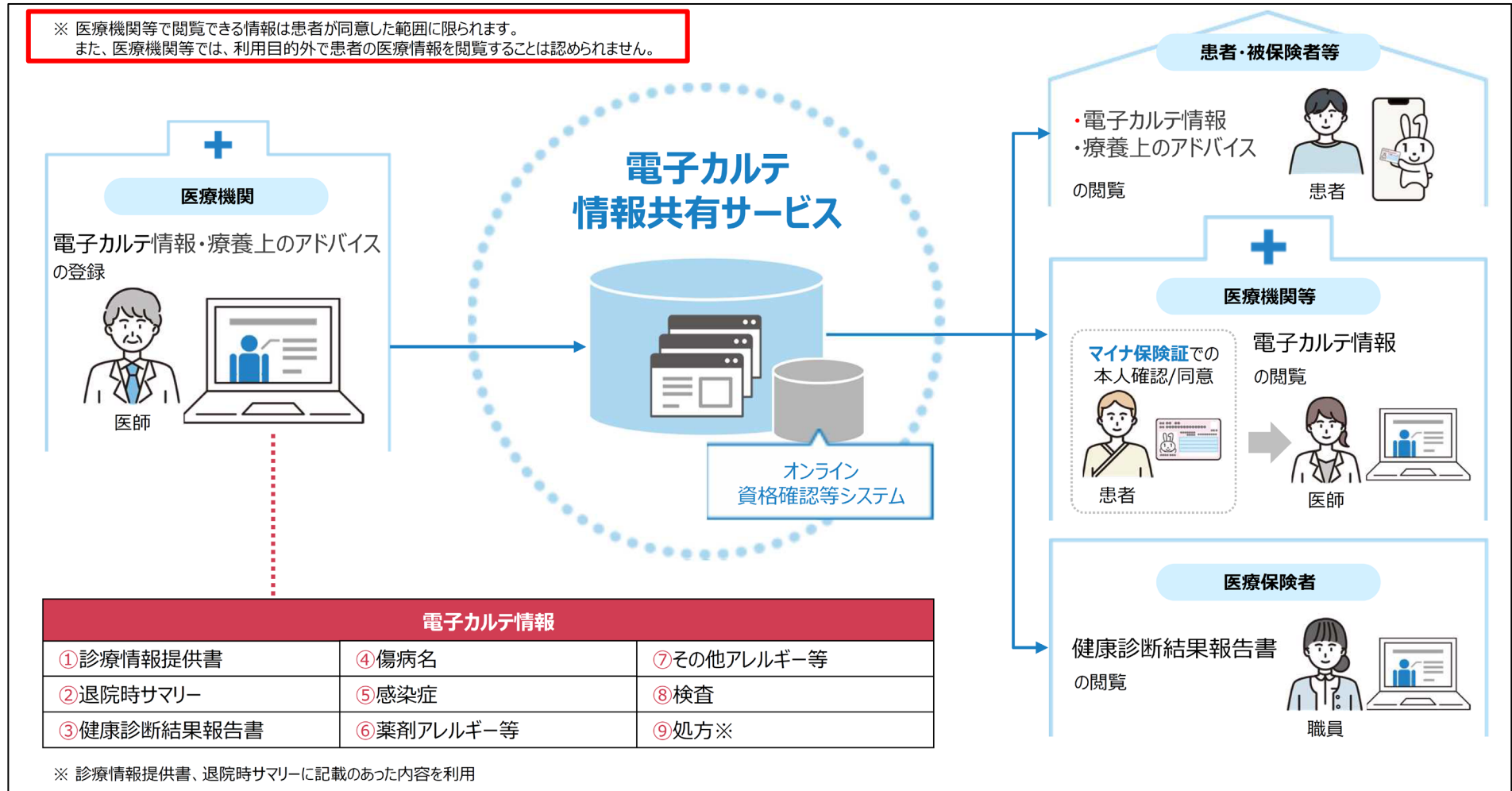
● 2025年10月以降の医療DX推進体制整備加算

● （参考）電子カルテ情報共有サービスの概要

- ・令和7年3月21日 厚生労働省「電子カルテ情報共有サービスの概要(v1.0)」(医療機関・薬局の方々) から一部を抜粋しまとめています
- ・概要の全体については、厚労省サイトに掲載されている元資料からご確認をお願いいたします

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/johoka/denkarukyoyuu.html

- 「電子カルテ情報共有サービス」は、医療機関間で患者の診療情報を共有する仕組みです
- マイナ保険証を利用して患者が同意した範囲内で情報を閲覧できます



(参考) : 令和7年3月 厚生労働省医政局「電子カルテ情報共有サービス概要案内」より日医工(株)が抜粋し、加工

本資料は、2025年8月7日迄の情報に基づき、日医工(株)が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

文書送受信サービス

診療情報提供書（紹介状）を、紹介先の医療機関等宛てに電子送付できる仕組みです

紹介元メリット	患者・被保険者等のメリット	紹介先メリット
電子化によるコスト削減・効率化 電子化されることによって、従来の紙での印刷・郵送にかかる事務コスト削減と業務効率化が期待できる	待ち時間削減、持参忘れ防止 診療情報提供書が出来上がるまで待合室等で長時間待機しなくても済む。また、診療情報提供書の持参忘れも防止できる	電子的な送受信による効率化 リアルタイムに診療情報提供書を受信でき、事前に閲覧できる。電子情報のため、スキャン等にかかる事務の手間を削減できる

健診文書登録・閲覧サービス

医療機関が電子カルテ情報共有サービスに健診文書を登録することで、迅速に健診結果をマイナポータルで本人が閲覧できるほか、全国の医療機関等及び加入する医療保険者等が取得・閲覧できる仕組みです

紹介元メリット	患者・被保険者当のメリット	医療保険者のメリット
診療時に活用できる情報の拡大 受療歴がない初診患者でも、経年的な健康状態を把握できることで、より良い診療を提供できる	タイムリーな結果確認 健診受診後、これまでよりも迅速に健診結果を確認できる。これにより早期の生活習慣改善や医療機関受診につなげられる	電子化による手入力転記作業削減 医療機関等から紙媒体等で健診結果を受領したものを、データ化する手間や誤入力等の低減、目視チェックのコスト削減

臨床情報登録・閲覧サービス

電子カルテに登録されている臨床情報(傷病名・検査・感染症・アレルギー等・処方)を全国の医療機関等や患者が取得・閲覧できる仕組みです

医療機関のメリット	患者・被保険者等のメリット
医療の質向上、医療安全への貢献 医薬品や食品等のアレルギー情報が正確に把握できていることで、安全な医療の提供が可能です	日常診療や救急時・災害時における質の高い医療 医療機関等が、日常診療のみならず、救急時や災害時を含めて、患者の傷病名や検査結果、薬剤アレルギー等に関する情報を閲覧することができるようになり、より質の高い医療を受けられる

患者サマリー登録・閲覧サービス

医師から患者に対して提供される療養上のアドバイスをマイナポータルから閲覧できる仕組みです

医療機関のメリット	患者・被保険者等のメリット
患者への正確なアドバイス情報の伝達 患者に指導した、生活習慣改善方法等のアドバイス内容を、正確に伝えることができる	正確な振り返りと理解の醸成 わかりやすくまとめられた情報がいつでもどこでも振り返りできることで、療養上のアドバイスの正確な理解に寄与

- 診療情報提供書は、厚生労働省の診療情報提供書様式(別紙様式11)に対応している他、様々な関連情報を登録できます。
- 退院時サマリーは、診療情報提供書の添付情報として、紹介元/紹介先医療機関間で送受信できます。
- 上記文書に、キー画像(PNG・JPEG・TIFF形式)や各種検査レポート等(PDF形式)を添付することもできます。

診療情報提供書の主な項目		退院時サマリーの主な項目	
紹介目的	・紹介目的	・入院時診断	・退院時詳細（退院時転帰、退院先等）
既往歴及び家族歴	・既往　・家族歴	・アレルギー・不耐性反応	・退院時診断
症状経過及び検査結果	・現病歴　・検査結果	・主訴	・退院時投薬指示
治療経過	・臨床経過　・診療方針指示	・入院理由	・退院時方針指示
現在の処方	・投薬指示	・現病歴	・退院時身体所見
備考	・備考・連絡情報	・既往歴	・入院中治療（手術・処置等）
その他関連情報	・主傷病名・主訴	・入院時服薬	・入院中検査結果
	・アレルギー・不耐性反応	・社会歴・生活習慣	・患者が使用、装着、離脱した医療機器
	・身体所見	・入院時身体所見	・予防接種
	・感染症情報	・家族歴	・患者や家族の治療意思と治療方針への同意
	・社会歴・生活習慣	・入院中経過	・臨床研究参加
	・予防接種		・添付情報
	・手術		
	・輸血歴		
	・処置		
	・患者が使用、装着、離脱した医療機器		
	・患者や家族の治療意思と治療方針への同意		
	・臨床研究参加		
	・添付情報		

本資料は、2025年8月7日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

- 特定健診及び後期高齢者健診の制度に基づいて実施する項目に加え、新たに事業者健診で取り扱う「業務歴」や、「視力」、「聴力」、「胸部エックス線検査」、「喀痰検査」の結果を登録・閲覧できます。

種別	健診文書の項目
診察	既往歴、 <u>業務歴</u> 、自覚症状、他覚症状
身体計測	身長、体重、腹囲、BMI
血圧	収縮期血圧、拡張期血圧
肝機能検査	AST（GOT）、ALT（GPT）、γ-GT（γ-GTP）
血中脂質検査	空腹時中性脂肪、随時中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、Non-HDLコレステロール
血糖検査	空腹時血糖、HbA1c、随時血糖
尿検査	尿糖、尿蛋白
血液学検査（貧血検査）	ヘマトクリット値、血色素量（ヘモグロビン値）、赤血球数
その他	心電図、眼底検査、血清クレアチニン（eGFR）、 <u>視力</u> 、 <u>聴力</u> 、 <u>胸部エックス線検査</u> 、 <u>喀痰検査</u>
医師の判断	医師の診断（判定）、メタボリックシンドローム判定、保健指導レベル
質問票	標準的な質問票、後期高齢者の質問票

※下線部分：既存のオンライン資格確認等システムから閲覧できる特定健診等情報との追加差分内容

- 患者サマリーでは、電子カルテ情報共有サービスと電子処方箋管理サービスに登録され、オンライン資格確認等システム上で保存されるデータを組み合わせて組成された要約情報を閲覧できます。
- 傷病名は、療養上のアドバイスを記述する上で関連する傷病です。そのうち主傷病は、主として治療または検査をした傷病を指します。
- 療養上のアドバイスは、服薬や運動等について、医師から患者に対して情報連携する必要のある指導内容になります。
(例) 1. 致命的な疾患リスク、既往を持つ患者、重症疾患を持つ患者に対するの注意事項
2. 今後の加療の見通し（治療の流れについての確認）
3. 慢性的な疾患（生活習慣病等）で、症状が安定している患者に対する指導等
- 検査情報と処方情報は、指導日から直近過去30日間に指導実施医療機関が登録した情報から出力します。

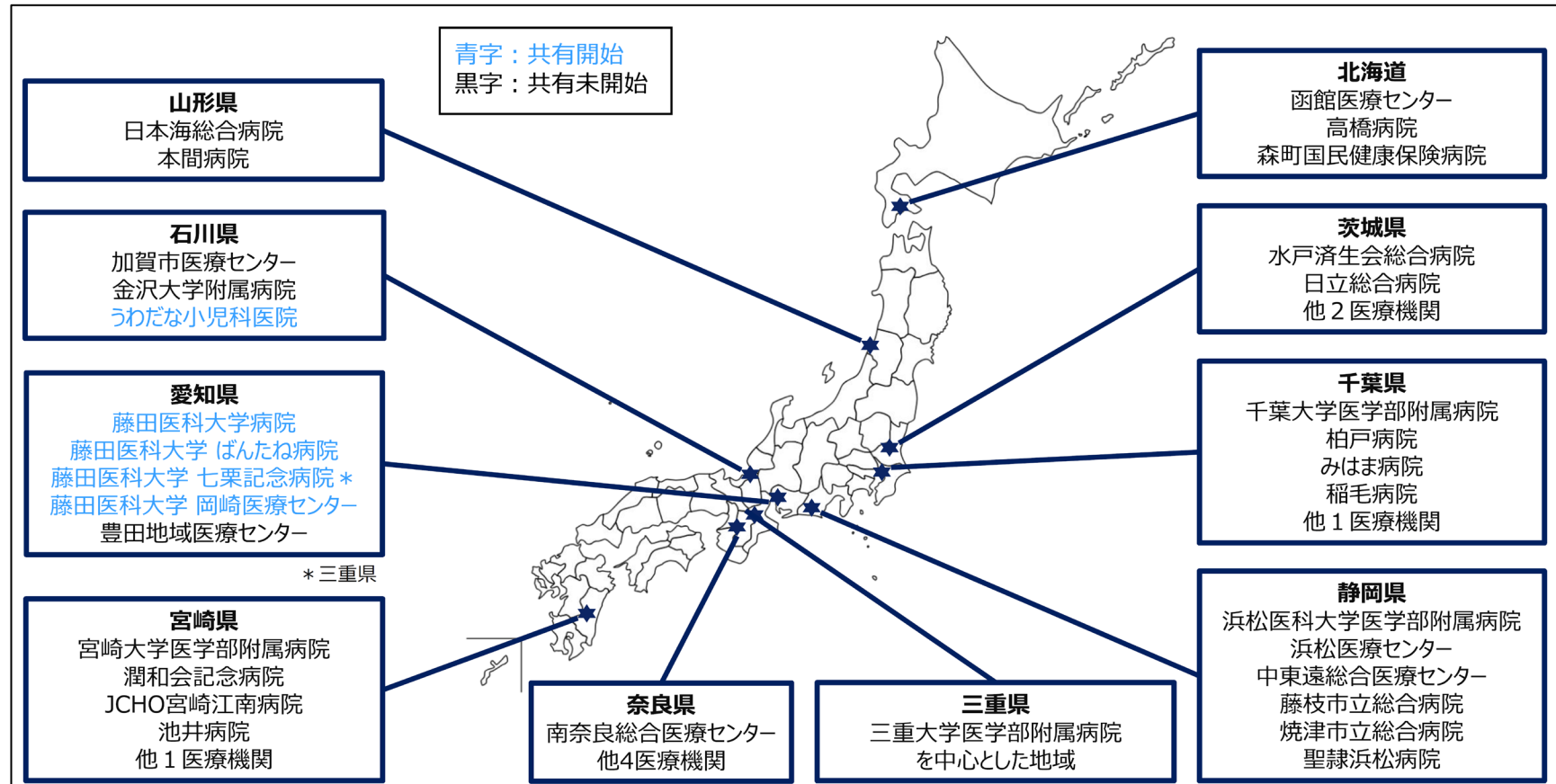
閲覧内容	閲覧対象	出力期間	データ出力元
医療機関名	患者サマリーを登録した医療機関の基本情報	閲覧日から起算して直近過去180日分を出力	電子カルテ情報共有サービス (患者サマリー登録・閲覧サービス) ※保存期間： 本サービス登録日から180日
診療科名			
医師氏名			
外来/入院区分			
指導日			
主傷病名 (主傷病＋副傷病)	患者サマリーとして登録した傷病名 (主傷病＋副傷病)	閲覧日から起算して直近過去180日分を出力	
療養上のアドバイス	患者サマリーとして登録した療養上のアドバイス	閲覧日から起算して直近過去180日分を出力	
薬剤アレルギー情報等	電子カルテ情報共有サービスに保存されている 薬剤アレルギー等、その他アレルギー等 (指導実施医療機関に限らない)	全期間分を出力	電子カルテ情報共有サービス (臨床情報登録・閲覧サービス)
その他アレルギー情報等			
感染症情報	電子カルテ情報共有サービスに保存されている 感染症5項目 (指導実施医療機関に限らない)	全期間分を出力	
検査情報	指導した医療機関が登録した検査43項目	指導日から起算して直近過去30日分を出力	
処方情報	指導した医療機関が登録した院外処方箋情報	指導日から起算して直近過去30日分を出力	電子処方箋管理サービス

- 保存期間の起算日は、電子カルテ情報共有サービスに登録した日付となります。
(情報の発生日(発症日等)や医療機関等システムへの記録日(オーダ入力日時等)ではありません。)
- 傷病名、感染症、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等については、通常、保存期間を5年間としていますが、長期の保存によって患者の利益となる有用な情報(生涯患う可能性の高い「遺伝性疾患」や「慢性疾患」等)については、登録医療機関が長期保存フラグを付与することで、長期間保存できるようにしています。

情報種別	保存期間の説明	長期保存
診療情報提供書	電子カルテ情報共有サービスへの登録日から180日間 ※但し、紹介先医療機関等が受領した後は1週間程度後に自動消去	
退院時サマリ	電子カルテ情報共有サービスへの登録日から180日間 ※但し、紹介先医療機関等が受領した後は1週間程度後に自動消去。	
健診文書	電子カルテ情報共有サービスへの登録日から5年間	
傷病名情報	電子カルテ情報共有サービスへの登録日から5年間	あり
薬剤アレルギー等情報	電子カルテ情報共有サービスへの登録日から5年間	あり
その他アレルギー等情報	電子カルテ情報共有サービスへの登録日から5年間	あり
感染症情報	電子カルテ情報共有サービスへの登録日から5年間	あり
検査情報	電子カルテ情報共有サービスへの登録日から1年間もしくは直近3回分 ※直近3回分の情報については期間に関わらず、保存されます 直近4回目より過去の情報については登録から1年間を経過したタイミングで自動削除されます	
処方情報	電子カルテ情報共有サービスへの登録後から100日間もしくは直近3回分 ※直近3回分の情報については期間に関わらず、保存されます 直近4回目より過去の情報については登録から100日間を経過したタイミングで自動削除されます	
患者サマリー	電子カルテ情報共有サービスへの登録日から180日間	

- 「電子カルテ情報共有サービス」は、2025年度中の本番稼働を見据えて、2025年2月からモデル事業が一部地域で開始されました（公開されている情報では未開始の地域もあるとされています）
- 医療機関等向け総合ポータルサイトにおいても、本番環境が利用できるのはモデル事業医療機関に限定しているとされています
https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010245（2025年7月24日確認）

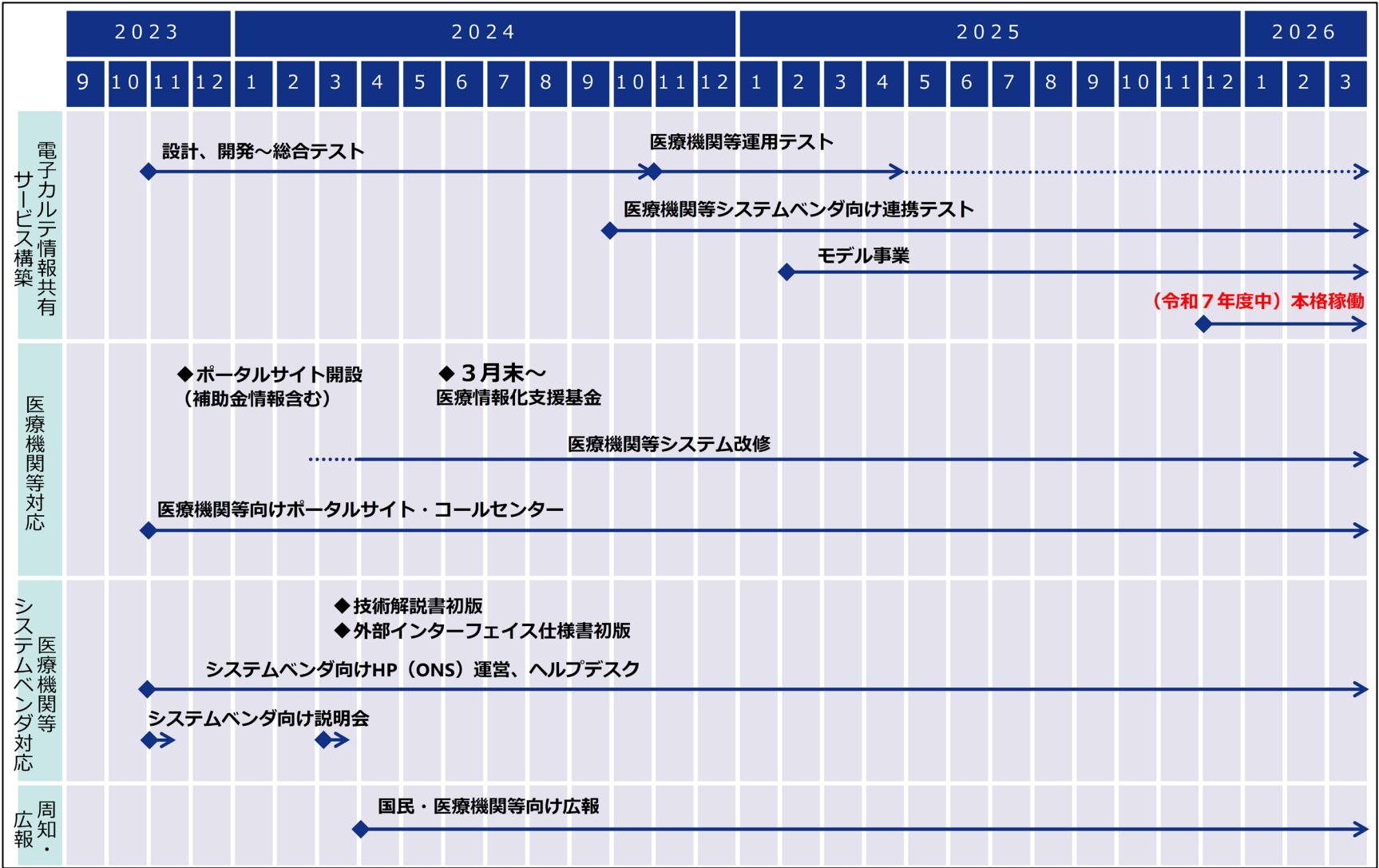
【モデル事業参加医療機関（予定含む）】



（参考）2025年7月23日 中医協総会資料「医療DX推進体制整備加算等の要件の見直しについて」より日医工（株）が抜粋

本資料は、2025年8月7日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

●電子カルテ情報共有サービスは現在モデル事業の実施中で、2025年度中には本格稼働が予定されています



(参考) 2025年7月23日中医協総会資料より日医工（株）が抜粋

本資料は、2025年8月7日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

今後の展望

- 電子カルテ情報共有サービスは、医療の効率化と安全性向上を実現できるシステムです
- 普及の拡がりと進捗速度は、国を始め、医療機関やシステム開発者、患者、保険者等、関係者の協力が鍵となります
- モデル事業の結果を踏まえ、さらなる改善が目指されています

下段にある情報等を入手されたい場合には、WEBで表示されているアドレスを入力するか

検索サイトで （〇〇は検索ワード） 検索してください

- 電子カルテ情報共有サービスに対応しているシステムベンダー一覧

引用：厚生労働省 ホームページ

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011779

- 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン6.0版

引用：厚生労働省 ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html

法令等への適切な対応を行うため、技術的及び運用管理上の観点から所要の対策を示した文書

- 補助金等について

引用：厚生労働省 ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/hojyokin.jpeg>



日医工がお届けする
医療行政情報

スタジー
Stu-GE

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける
テーマ別
情報一覧

- 診療報酬改定に関連する速報情報
- 調剤報酬改定に関連する速報情報
- 認定薬局制度等（地域連携薬局・専門医療機関連携薬局）の情報
- DPC／PDPS制度に関連する情報
- その他 医療行政に関連する情報など

会員登録は **無 料**

いますぐ、会員登録を!!

会員特典①

メールマガジンの配信
（希望者）

会員特典②

会員限定コンテンツ
の閲覧

QRコードからスマートフォンで簡単登録



URLからパソコンで簡単入力

<http://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrakutions/index>